

2005年1月21日

各 位

株式会社UFJ銀行  
UFJ信託銀行株式会社

## UFJ銀行における相続関連業務の取扱開始について

株式会社UFJ銀行（頭取 沖原 隆宗）は、改正信託業法の施行に伴い、UFJ信託銀行株式会社（社長 安田 新太郎）の代理店として、下記のとおり、相続関連業務の取り扱いを開始いたします。

### 記

#### 1. 狙い

近時、核家族化や人口構成の高齢化が進む状況のなか、この5年間で業界全体の「遺言信託」「遺産整理」の受託件数が約2倍になるなど、信託銀行の相続関連業務に対するお客さまのニーズは高まっています。このような環境下、UFJ信託銀行では相続関連業務をリテール業務の中核と位置付け、注力した結果、遺産整理業務の受託実績では業界ナンバー1の地位を築き上げました。

今般の信託業法の改正を受け、UFJグループでは、UFJ銀行がUFJ信託銀行の代理店として相続関連業務を取り扱うことで、より幅広く、お客さまの相続関連ニーズにお応えしてまいります。更に、相続関連業務の取り扱いを通じて、お客さまの資産運用やお借入れのニーズにも、これまで以上に積極的にお応えしてまいりたいと考えております。

#### 2. 取扱業務

##### （1）遺言信託業務

「遺言書の作成のお手伝い」から「遺言書の保管」、更に「相続発生時には遺言執行者として各種手続きを行い、遺言内容を実現」するサービス。

##### （2）遺産整理業務

「相続手続きに関する事前のご相談」から、相続人の方にかわって「財産目録の作成」や「遺産分割協議書に基づく遺産の分割手続き」などを行うサービス。

#### 3. 取扱開始日

2005年1月24日（月）

#### 4. 取扱店

UFJ銀行のすべての店舗で取り扱います。

以 上